

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

ネットワーク化（公共交通網の充実）と賑わい創出（健康づくり、スポーツ事業）を通じたコンパクトシティ形成の促進

2 地域再生計画の作成主体の名称

多治見市

3 地域再生計画の区域

多治見市の全域

4 地域再生計画の目標

多治見市には、先の地方創生交付金を活用して整備した市内ネットワーク（主に路線バス）や単独事業として取り組んできた郊外住宅団地及び郊外工業団地という資源がある。それらを活かし、世代やライフスタイルを問わず参加できる市民の自主的な健康づくり及びスポーツ活動をより快適に実施できる環境を整えることで、日常的な賑わいの創出を実現し、さらなる市内ネットワークの活用を促し、コンパクトシティの形成を加速化させる。

【数値目標】

	平成 28 年 度末	平成 29 年 度末	平成 30 年 度末	平成 31 年 度末	平成 32 年 度末
各地区の健康づくり事業に参加する市民数	10,378	12,033	13,688	15,343	16,998
スポーツ事業（地域軽スポーツ活動）の参加者数	13,367	13,694	14,021	14,348	14,675
路線バス平日昼間時の利用	262,500	277,869	293,238	308,607	323,976

者数					
----	--	--	--	--	--

(人／年)

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

- ・ 中心市街地と郊外住宅団地のネットワーク化の更なる促進
- ・ 中心市街地と郊外工業団地のネットワーク化の更なる促進
- ・ 中心市街地と郊外賑わい創出施設のネットワーク化を促進
- ・ 地域における賑わい創出支援及び地方創生人材の育成と活用促進

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金【A3007】

- ① 事業主体
多治見市
- ② 事業の名称：賑わい創出（健康づくり、スポーツ事業）を通じたコンパクトシティ形成の促進
- ③ 事業の内容
多治見市には、先の地方創生交付金を活用して整備した市内ネットワーク（主に路線バス）や単独事業として取り組んできた郊外住宅団地及び郊外工業団地という資源がある。それらを活かし、世代やライフスタイルを問わず参加できる市民の自主的な健康づくり及びスポーツ活動をより快適に実施できる環境を整えることで、日常的な賑わいの創出を実現し、さらなる市内ネットワークの活用を促し、コンパクトシティの形成を加速化させる。
- ④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

すでに他の分野においては事業による収益によって活動している組織であるため、新たな事業についても事業の自立を見据えた取り組みを進める方針に変わりはない。また、市内の公共施設や路線バス等の利用増が進むことで、市からの指定管理の委託費や補助金等の削減に繋がることも見込む

【官民協働】

- ・ 中心市街地と郊外のスポーツ施設とをネットワーク化する際、例えば市民の健康づくりのための活動と連動したバスダイヤを組む等、相乗効果を狙う上で、市が仲介し調整し、連携を図る
- ・ 女性や高齢者の健康づくり事業については、NPOや地域の支援団体と

も協力

【政策間連携】

駅及び駅周辺の中心市街地や郊外のスポーツ施設における賑わい創出を図る一方、中心市街地と郊外のスポーツ施設や郊外の住宅団地とをつなぎ、様々な層の人間が行き交う中心市街地のターミナル化を目指すとともに、市民の健康づくりにも寄与する。

【地域間連携】

コンパクトシティの形成は主に市内におけるネットワーク化を進めることで実現を目指す。例えばバス路線が市外にも及ぶことにより市民の行動範囲が広がる等、副次的な効果が期待できる近隣自治体（可児市、土岐市、瑞浪市）との協議も並行して実施している。

【その他の先導性】

特になし

⑤ 重要業績評価指標（K P I）及び目標年月

	平成 28 年 度末	平成 29 年 度末	平成 30 年 度末	平成 31 年 度末	平成 32 年 度末
各地区の健康づくり事業に参加する市民数	10,378	12,033	13,688	15,343	16,998
スポーツ事業（地域軽スポーツ活動）の参加者数	13,367	13,694	14,021	14,348	14,675
路線バス平日昼間時の利用者数	262,500	277,869	293,238	308,607	323,976

（人／年）

⑥ 評価の方法、時期及び体制

産（民間企業経営者）、官（市職員）、学（学識者）、金（金融機関従事者）、労（労働組合関係者）、言（マスコミ関係者）、公募委員（一般市民）によって構成される外部組織「事業評価委員会」において、K P I の達成度を検証。検証結果を勘案し、K P I の達成度が著し

く低下する場合は、本委員会において事業の見直しに関して意見聴取する。

⑦ 交付対象事業に要する費用及び交付対象経費

(1) 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 1,163,953 千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成33年3月31日（5ヵ年度）

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 企業誘致事業及び工業団地開発事業

事業概要：

- ・市内に雇用場をつくるため、郊外工業団地を開発
- ・郊外工業団地への企業誘致を推進

実施主体：

多治見市土地開発公社及び多治見市

事業期間：

平成19年度～平成29年度（予定）

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成33年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の毎年度及び計画年度終了後に多治見市が必要な調査を行い、状況を把握・公表する。また、事業評価委員会（産官学金労言による市民委員会）において外部評価も実施する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
--	-------	-------	-------	-------	-------

	度末	度末	度末	度末	度末
各地区の健康づくり事業に参加する市民数	10,378	12,033	13,688	15,343	16,998
スポーツ事業(地域軽スポーツ活動)の参加者数	13,367	13,694	14,021	14,348	14,675
路線バス平日昼間時の利用者数	262,500	277,869	293,238	308,607	323,976

(人／年)

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標の達成状況を始め中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（多治見市のホームページ）により公表するとともに、多治見市の公式 SNS（ソーシャルネットワークサービス）やコミュニティ FM 等をフル活用して市民及び事業者への周知を毎年度図る。